

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																									
岡山県理容美容専門学校		昭和28年4月30日		西澤 幸司		〒700-0924 岡山県岡山市北区大元二丁目6番5号 (電話) 086-241-2807																									
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																									
学校法人岡山理容美容学園		昭和28年5月26日		岡田 浩明		〒700-0924 岡山県岡山市北区大元二丁目6番5号 (電話) 086-241-2807																									
分野		認定課程名		認定学科名		専門士		高度専門士																							
衛生		理容美容専門課程		理容科		平成12年文部省告示第15号		—																							
学科の目的																															
理容分野における基礎技術や専門知識を学び、理容師の国家資格を取得させ、社会に貢献できる優れた理容師を養成することを目的とする。																															
認定年月日		平成28年2月19日																													
修業年限		昼夜		講義		演習		実習		実験		実技																			
2年		昼間		2010時間		810時間		0時間		1200時間		0時間		0時間																	
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数		兼任教員数		総教員数																					
80人		29人		0人		4人		22人		26人																					
学期制度				■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日				成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 前期・後期における定期試験と出席状況による評価																					
長期休み				■学年始: 4月1日～4月5日 ■夏 季: 7月15日～8月31日 ■冬 季: 12月24日～1月7日 ■学年末: 3月15日～3月31日				卒業・進級条件		進級基準は学則第7条別表1の34単位を修得した者 卒業単位は学則第7条別表1の67単位を修得した者																					
学修支援等				■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任及び学年主任による面談指導				課外活動		■課外活動の種類 岡山県理容競技会 全国理容美容学生技術大会・中国地区大会(全国大会予選) ■サークル活動: 有																					
就職等の状況※2				■主な就職先・業界等(令和4年度卒業生) 理容所 ■就職指導内容 理容所からの求人情報や履歴書、エントリーシート、面接等について進路指導主事を中心として個別指導を行う。 ■卒業者数 12 人 ■就職希望者数 12 人 ■就職者数 12 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和4年度卒業生に関する令和5年7月1日 時点の情報)				主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等(令和4年度卒業生に関する令和5年7月1日時点の情報) <table><tr><td>資格・検定名</td><td>種</td><td>受験者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>理容師免許</td><td>②</td><td>12人</td><td>12人</td></tr><tr><td>JNEC3級</td><td>③</td><td>0人</td><td>0人</td></tr><tr><td>SBS接遇検定3級</td><td>③</td><td>12人</td><td>12人</td></tr></table>						資格・検定名	種	受験者数	合格者数	理容師免許	②	12人	12人	JNEC3級	③	0人	0人	SBS接遇検定3級	③	12人	12人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																												
理容師免許	②	12人	12人																												
JNEC3級	③	0人	0人																												
SBS接遇検定3級	③	12人	12人																												
中途退学の現状				■中途退学者 1 名 令和4年4月1日時点において、在学者26名(令和4年4月1日入学者を含む) 令和5年3月31日時点において、在学者25名(令和5年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 4月5日面談(担任・校長) 三者面談(学生・保護者・担任)保護者との連携						■中退率 3.8 %																					
経済的支援制度				■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有)無 AO入試及び特待生入試の合格者には、施設設備費の免除 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象・非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																											
第三者による学校評価				■民間の評価機関等から第三者評価: (有)無 ※有の場合、例えば以下について任意記載(評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																											
当該学科のホームページURL				URL: http://www.oka-kenribi.ac.jp																											

(留意事項)
1. 公表年月日(※1)
最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)
「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」としては、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。
※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

理容の職業教育を通して、自立した職業人を育成し社会に貢献できる人材を育成する。

そこで、「理容実習」において理容所で行うインターンシップでは ①接客の役割と基本 ②言葉使いと身だしなみ③理容器具等の衛生管理 ④サロンワークの実践などを岡山県理容生活衛生同業組合と緊密に連絡を取り合い協力して行う。「理容実習」の授業内容においては、教育課程編成委員会と連携して多様化する知識・技術が習得出来るよう教育課程の編成を行い、人材のスキルアップをはかる。

また、実務に携わる理容組合講師の助言も取り入れて、教育課程の編成に反映し改善を行っていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会は、岡山県理容生活衛生同業組合理事長及び岡山県美容生活衛生同業組合理事長と両組合の推薦する実務に関する知識、技術、技能に優れた理容所・美容所の代表者と本校教職員で構成する。また、次の事項 ①国家試験対応の検討 ②最新の専門知識と技術の検討 ③即戦力向上の検討 ④インターンシップの研修内容などについて審議し、教育課程の編成に役立てることを位置づけている。また、教育課程の編成に関する意思決定の過程は、前期と後期において教育課程編成委員会を開催し行っている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年7月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
中原 一郎	岡山県理容生活衛生同業組合理事長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	①
中嶋 實人	岡山県美容生活衛生同業組合理事長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	①
合六 秀樹	有限会社ゴウ六 (ヘアーショップゴウ六)代表	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	③
清水 善光	有限会社クローズアップ (ヘアスペースクローズアップ)代表	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	③
西澤 幸司	岡山県理容美容専門学校 校長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	
北村 宣幸	岡山県理容美容専門学校 教頭	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	
石井 宏幸	岡山県理容美容専門学校 事務部長	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	
福田 啓子	岡山県理容美容専門学校 理容科主任	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	
遠山 敦子	岡山県理容美容専門学校 美容科主任	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

教育課程編成委員会規定により、定期会議を前期（4/1～9/30）終了前及び後期（10/1～/31）終了前に開催する。また、委員長が必要と認めた場合は、臨時会議を行う。

（開催日時）

第1回 令和4年9月5日 11:00～12:30

第2回 令和5年3月15日 10:30～12:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

インターンシップにおける企業との連携実習において今までの実施計画を見直し①技術分野、②衛生分野、③接客分野の修得目標を明確に示した。さらに、①技術分野については1年次・2年次の修得技術を具体的に示し、学生及び指導者（理容師・美容師）が共通の理解の上で、習熟状況に合わせて目標を達成できるよう取り組んだ。また、校内での理容・美容実習について編成委員会からの技術の提言等を受け、国家試験の合格率を上げた。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

理容業界トップレベルの美容組合講師による実習指導を通して優れた技術や専門知識の習得を行う。また、理容所でのお客様に対する接客やサロンワークなど実務に関する知識など理解させる。理容所における衛生管理(器具の消毒徹底、清潔なケープやタオル、店内の清掃、スタッフの身だしなみ)などの重要性を認識させる。さらに、理容所での実習(インターンシップ)において学生の技術習得度に応じた研修ができることを基本方針とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

必修科目「理容実習」において次の内容で連携を行う。

- ・理容科教師と理容技術及び理論の研修
- ・理容科学生に対する技術指導
- ・インターンシップで理容所のサロンワークを学ぶ
- ・国家試験課題の技術指導

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
理容実習	理容の基礎的技術から専門技術、接客、器具の扱いから、国家試験課題まで総合的に学ぶ。理容所における実際のサロンワークを通して実践的技術・接客を学ぶ。	岡山県理容生活衛生同業組合

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

本校は、理容組合の講師を招いて常に新しい理容技術や専門知識を理容科教師に講義し、学生への指導力向上や国家試験合格の向上に務めさせる。さらに、理容科教師には研究授業を通して学習指導案の作成や指導方法・教材の研究、シラバスの作成方法など常に授業の改善や工夫に務めるよう研鑽させていく。また、各種検定の指導者資格研修に参加させ、学生のスキルアップに役立たせる。

なお、連携先以外においても日本理容美容教育センターの各種研修会に参加させ、理容科教師としての資質能力向上に努力させる。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

1. 令和4年度における理容組合講師と本校理容科教師との主な研修実績

- 令和4年度前期3回・後期6回実施
- ・サロンワークにおけるカット(レディース)技術とコンサルティング
- ・ドライヤーセッティング技術と表現方法
- ・国家試験課題解説

② 指導力の修得・向上のための研修等

1. 令和4年度における岡山県理容生活衛生同業組合講師と本校理容科教師の主な研修実績

- ・ブロー・アイロン技術と表現方法
- ・サロンワークにおけるフェード技術とコンサルティング

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

- 令和5年度も、本校の研修規定に基づいて岡山県理容生活衛生同業組合と理容科教師とで計画的に研修を行う。
ワンレングス&ミニボブ技術による仕上りのポイントを研修する。
また、国家試験実技課題での衛生措置と技術に関する採点基準の再確認を行う。

② 指導力の修得・向上のための研修等

1. 令和5年度における理容科教師の主な研修計画は、即戦力となる理容師の養成に重点を置き、実践的なサロンワークを主として理容師育成の指導力向上を目指す。 ・アイロンパーマ技術と表現方法 ・クラシカルバックバリエーション技術とディスカッション																								
4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係																								
(1) 学校関係者評価の基本方針 学生、保護者及び地元理容所・理容用品業者、高等学校、その他関係する団体等に対して本校で行う理容師美容師養成教育の情報を提供するとともに、評価や意見・要望などを幅広くいただき、よりよい学校・より開かれた学校づくりに励むことを基本方針とする。																								
(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応																								
<table><tr><th>ガイドラインの評価項目</th><th>学校が設定する評価項目</th></tr><tr><td>(1) 教育理念・目標</td><td>教育理念・目標</td></tr><tr><td>(2) 学校運営</td><td>学校運営</td></tr><tr><td>(3) 教育活動</td><td>教育活動</td></tr><tr><td>(4) 学修成果</td><td>学修成果</td></tr><tr><td>(5) 学生支援</td><td>学生支援</td></tr><tr><td>(6) 教育環境</td><td>教育環境</td></tr><tr><td>(7) 学生の受入れ募集</td><td>学生の受入れ募集</td></tr><tr><td>(8) 財務</td><td>財務</td></tr><tr><td>(9) 法令等の遵守</td><td>法令等の遵守</td></tr><tr><td>(10) 社会貢献・地域貢献</td><td>社会貢献・地域貢献</td></tr><tr><td>(11) 国際交流</td><td></td></tr></table>	ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目	(1) 教育理念・目標	教育理念・目標	(2) 学校運営	学校運営	(3) 教育活動	教育活動	(4) 学修成果	学修成果	(5) 学生支援	学生支援	(6) 教育環境	教育環境	(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ募集	(8) 財務	財務	(9) 法令等の遵守	法令等の遵守	(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	(11) 国際交流	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目																							
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標																							
(2) 学校運営	学校運営																							
(3) 教育活動	教育活動																							
(4) 学修成果	学修成果																							
(5) 学生支援	学生支援																							
(6) 教育環境	教育環境																							
(7) 学生の受入れ募集	学生の受入れ募集																							
(8) 財務	財務																							
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守																							
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献																							
(11) 国際交流																								
※(10)及び(11)については任意記載。																								
(3) 学校関係者評価結果の活用状況 令和4年度に実施した学校関係者評価結果から令和5年度は次のような活用を行う。 ① 学生募集活動の充実 コロナ禍でコロナ以前のような体験型の募集活動ができていなかったが、コロナも5類になり緩和されてきたことから学生がより明確に進学のイメージができるように体験入学の内容を充実させる。 ② 教育活動の充実 昨年度は校内コンテストを充実させることで学生のモチベーションを高めてきたが、今年度は校外コンクールの再開が期待される為、積極的に校外コンクールに参加できるように技術面と精神面の両方からサポート体制を充実させる。 ③ 学修成果の充実 1年生の退学を減らすために、職員間での情報の共有もとに担任以外の教職員からの声掛けなど学校全体として学生を見守る。ハイパーQUの結果を元に2度目の面談を実施する等退学率の低減に努める。 ④ 社会貢献・地域貢献 近隣の地域清掃に加え、うらじゃ活動や他の教育機関との連携授業を積極的に実施し学校の教育資源を惜しみなく提供し社会貢献・地域貢献に努める。																								
令和5年7月1日現在																								
<table><tr><th>名 前</th><th>所 属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr><tr><td>山本 圭司</td><td>岡山県立岡山南高等学校 校長</td><td>令和5年4月1日～ 令和6年3月31日</td><td>校長</td></tr><tr><td>大西 健一郎</td><td>(株) オーニシ代表取締役</td><td>令和5年4月1日～ 令和6年3月31日</td><td>企業等委員</td></tr><tr><td>塩出 利明</td><td>岡山県理容美容専門学校 同窓会会長</td><td>令和5年4月1日～ 令和6年3月31日</td><td>卒業生</td></tr><tr><td>白神 芽紅美</td><td>岡山県理容美容専門学校 後援会</td><td>令和5年4月1日～ 令和6年3月31日</td><td>保護者</td></tr></table>	名 前	所 属	任期	種別	山本 圭司	岡山県立岡山南高等学校 校長	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	校長	大西 健一郎	(株) オーニシ代表取締役	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等委員	塩出 利明	岡山県理容美容専門学校 同窓会会長	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	卒業生	白神 芽紅美	岡山県理容美容専門学校 後援会	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	保護者				
名 前	所 属	任期	種別																					
山本 圭司	岡山県立岡山南高等学校 校長	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	校長																					
大西 健一郎	(株) オーニシ代表取締役	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	企業等委員																					
塩出 利明	岡山県理容美容専門学校 同窓会会長	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	卒業生																					
白神 芽紅美	岡山県理容美容専門学校 後援会	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	保護者																					
※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等																								

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（ ） ）

URL:<http://www.oka-kenribi.ac.jp>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では、平成25年3月に文部科学省から公表された「専修学校における学校評価ガイドライン」に沿って学校自己評価を行います。また、情報公開においては学校教育法第43条により学校運営状況の公開と私立学校法第47条の財務諸表等の公表を行います。これにより、企業等の学校関係者に対して、定期的に本校の教育活動や学校運営の現状を情報提供するとともに、前期・後期の学校関係者評価委員会において、理容師養成施設の適正な運営と改善に努めていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	各学科等の教育
(3)教職員	教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	学生の生活支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	学校の財務
(9)学校評価	自己評価・学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

授業科目等の概要

(理容美容専門課程理容科) 令和4年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			関係法規・制度	理容に関する衛生法規と理容師法についての正しい知識を学ぶ。	1通	30	1	○			○		○	○	
○			衛生管理	公衆・環境衛生との関連や注意すべき感染症と衛生措置、消毒の意義、具体的な消毒法を学ぶ。	1通2通	90	3	○			○		○	○	
○			保健	安全で効果的な施術を行うために人体組織や皮膚、毛髪等の構造と機能を学ぶ。	1通2通	90	3	○			○		○	○	
○			香粧品化学	理容に必要な化学の基礎と香粧品の種類や使用目的、成分について学ぶ。	1通2通	60	2	○			○		○	○	
○			文化論	理容ファッションと服飾の変遷、造形や色彩の原理とその心理的関わりを学ぶ。	1通2通	60	2	○			○		○	○	
○			運営管理	将来、理容所を経営する際の科学的な経営管理の方法と、適切な接客について学ぶ。	1通	30	1	○			○		○		
○			理容技術理論	器具類の操作・管理方法と衛生的、能率的に技術を行うための理論を学ぶ。	1通2通	150	5	○			○		○		
○			理容実習	顧客の要望に応じた技術の提供ができるよう、基本技術を総合的に学ぶ。	1通2通	900	30			○	○	△	○	△	○
	○		社会福祉	年金・医療保険などの社会保障制度と理容師にできる福祉活動について学ぶ。	1通	30	1	○			○			○	
	○		カウンセリング	カウンセリングの基礎からコンサルティング、顧客に提案するヘアスタイルまでを学ぶ。	1通	30	1	○			○			○	
	○		デッサン・理容実践	理容における造形の意義と応用について学ぶ。デッサンの基礎からヘアデザイン画まで学ぶ。	1前	30	1	○		△	○			○	

○	毛髪科学・理容実践	健康な頭皮・頭髪を保つための知識や施術を学ぶ。	2通	60	2	○		○	○	○
○	毛髪診断と商品知識	毛髪科学で得た知識や施術と、シャンプー剤やトリートメント剤、パーマ液などの香粧品との関連を学ぶ。	2通	30	1	○	△	○		○
○	ライセンスセミナー	国家試験の学科対策として過去問題を解かせ、国家試験合格基準到達を目標にして、各試験科目の理解を深める。	2後	30	1	○		○	○	
○	理容総合技術	頭部、顔面、特殊技術を組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるために総合的技術を学ぶ。	1通 2通	390	13			○	○	○
合計			15科目		2,010単位時間(67単位)					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
本校に2年間以上在籍し必修課目8科目47単位と選択必修課目7科目20単位計67単位を修得した者に卒業を認定する。なお、各教科の単位認定は、成績評価と出席率及び授業料等が完納した者に対して、各教科の単位認定を行う。		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	17週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。